

旭川工業高等専門学校における旧姓使用の取扱い及び手続き等について

制定 平成13. 11. 29校長裁定

改正 平成19. 3. 13 平成23. 11. 14

旭川工業高等専門学校における旧姓使用の取扱い及び手続き等について

1. 旧姓使用ができる文書等

(1) 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）においては、教職員本人の申出に基づき、職場での呼称、座席表、原稿執筆、人事異動通知書、出勤簿、休暇簿、通勤届等下記2に掲げるもの以外の文書等に旧姓使用を行うことができるものとする。

(2) 教職員から旧姓使用の申出があった場合は、原則として旧姓のみの使用を認めることとするが、文書の性質上、戸籍上の氏及び旧姓を併記することが必要な文書並びに併記した方が事務処理上効率的である文書については、併記を要するものとする。

2. 旧姓使用ができない文書等

(1) 本校においては、当分の間、次の文書等については関係省庁等の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているため、旧姓使用を行うことができないものとする。

① 税金関係文書（源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書等）

② 共済事業関係文書（組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事業申込書等）

③ 財形貯蓄関係文書

④ 訴訟関係文書

⑤ 保険関係文書（生命保険、厚生年金、健康保険等の社会保険、雇用保険等）

⑥ 給与簿（給与システムを通じて氏名が印字される文書等（職員別給与簿、基準給与簿、給与支給明細書等））

(2) その他旧姓使用を行うことが困難であると校長が判断するもの。

3. 旧姓使用の申請手続き

(1) 本校において旧姓使用を希望する者は、「旧姓使用申出書」（別記様式第1号）を総務課人事・労務係に提出するものとする。当該教職員は、戸籍上の氏と旧姓について当該教職員の同一性の確認がとれ次第、旧姓を使用することができるものとする。

(2) 本校において旧姓使用を中止する者は、「旧姓使用中止届」（別記様式第2号）を総務課人事・労務係に提出するものとする。当該教職員は、提出の時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。

(3) 他国立高等専門学校等において、既に旧姓使用を認められている者が本校に異動した場合で、引き続き旧姓使用を希望する場合は、本校において当該教職員からの旧姓使用申出書の提出があったものとみなし、旧姓使用を認めるものとする。

4. 旧姓使用についての周知等

(1) 本校における旧姓使用についての必要な連絡調整及び周知等は総務課人事・労務係が行う。

(2) 旧姓使用を希望する者が、自身の旧姓使用につき校内への周知を希望する場合には、適切な方法で周知を図るものとする。

(3) 旧姓使用に関する旧姓使用開始年月日及び旧姓使用中止年月日等の必要な記録は人事記録に記載する。

附 則（平成19. 3. 13）

この裁定は，平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成23. 11. 14）

この取扱い及び手続き等は，平成23年11月14日から施行する。

別記様式第1号

旧姓使用申出書

平成 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の姓
- 3 戸籍上の変更年月日 昭和・平成 年 月 日

別記様式第2号

旧姓使用中止届

平成 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので、届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 使用する戸籍上の姓